電磁的方法による交付等に関する同意書

電磁的方法による交付等とは、当社からお客様へ金融商品取引法に関する法令等により規定されている各種書面を、ウェブサイトなどの電磁的な方法により交付・徴求することです。各種報告書、契約書等が過去の書面も含め、当社ウェブサイトで閲覧可能となっております。

私は、書面の交付または徴求する書類の同意記録が電磁的方法でなされること (以下、「電磁的方法による交付等」)について、以下の内容を確認した上で、 その内容について同意いたします。

- 1. 電磁的方法による交付等の対象となる書面
 - 金融商品取引法等の法令等により規定されている電磁的方法による交付等が認められている書面のうち、当社が所定の方法で通知する以下のものになります。
 - (1) ウェブサイト利用規約
 - (2) 個人情報保護方針
 - (3) お客様によるリスク確認および表明事項
 - (4) 契約締結前交付書面
 - (5) 匿名組合契約書
 - (6) 契約締結時交付書面
 - (7) 取引残高報告書
 - (8) 当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの
 - (9) その他当社が必要と認める書面

2. 電磁的方法について

電磁的方法による交付等の書面は、PDFファイルまたは当社が指定する次の電磁的方法で提供します。

交付の場合

- 当社ウェブサイト内の認証が必要となるページに書面の記載事項を記録し、 お客様の閲覧に供する方法
- 当社ウェブサイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
- お客様がご登録頂いているメールアドレス宛てに、弊社の指定する方法で、 該当書面の記載事項をメール送信する事により、お客様に供する方法

徴求の場合

- 当社ウェブサイト内のお客様がご登録頂いているメールアドレス宛てに、 弊社の指定する方法で、該当書面の記載事項をメール送信する事により、 お客様に供する方法

3. 免責事項

当社は、電磁的方法による交付の内容について、電磁的方法による交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ウェブサイト上に掲載、或いは電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電磁的方法による交

付の内容を変更することができるものとします。

お客様が電磁的方法による交付を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電磁的方法による交付ではなく、既に電磁的方法による交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。

当社は、以下の事項により生じるお客様の損害については、責を負わないものとします。

- (1) 通信機器、回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵ならび にこれらを通じた情報伝システム等の障害、瑕疵等により電磁的方法によ る交付等が利用できないことで生じた損害
- (2) 天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由対象書面の電磁的方法による交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

平成30年3月3日